

雇用のための主な支援制度について



詳しくはハローワークへお問い合わせください。

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障害者を試用雇用(トライアル雇用=原則3か月、精神障害者の場合は12か月まで延長が可能)の形で受け入れることにより、雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深めます。試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。障害者トライアル雇用奨励金(1人につき月額4万円、最大3か月)が支給されます。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

障害者が円滑に職場に適應することができるよう、雇用の前後を通じて事業所にジョブコーチを派遣し、障害者や事業主に対して、障害特性を踏まえた支援を行います。

★特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に該当する額の一定率が一定期間助成されます。

※発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

※障害者手帳を所持していない、発達障害の診断を受けた方が対象です。

★…障害者手帳を所持している方を雇用した場合の支援制度です。

障害者手帳について

- ① 知的障害を伴っている ⇒ 「療育手帳」の取得が可能です。
- ② 日常生活もしくは社会生活に制約がある ⇒ 「精神障害者福祉手帳」の取得が可能な場合があります。
- ③ ①②に当てはまらず、手帳を取得できないことがあります。

また、手帳の取得は可能ですが、取得せず障害者雇用枠ではない就職を希望したいと考えているケースや、発達障害の診断を受けていないケース、発達障害に気づいていないケースがあります。

※ 発達障害者のための障害者手帳は、現在ありません。

≪四国中央市≫

機関名	電話	所在地
愛媛県立川之江高等学校	0896-58-2061	四国中央市川之江町 2257
四国中央公共職業安定所(ハローワーク四国中央)	0896-24-5770	四国中央市三島中央 1-16-72
障害者就業・生活支援センタージョブあしすとUMA	0896-23-6558	四国中央市三島宮川 4-6-55
四国中央市発達支援センター(四国中央市保健福祉部子ども課発達支援室)	0896-28-6029	四国中央市三島宮川 4-6-55

≪新居浜市≫

機関名	電話	所在地
愛媛県立新居浜商業高等学校	0897-43-6736	新居浜市瀬戸町 2-16
愛媛県立新居浜特別支援学校	0897-31-6656	新居浜市本郷 3-1-5
新居浜公共職業安定所(ハローワーク新居浜)	0897-34-7100	新居浜市一宮町 1-14-16
障がい者就業・生活支援センターエール	0897-32-5630	新居浜市泉池町 8-40
新居浜市こども発達支援センター(新居浜市教育委員会発達支援課)	0897-65-1302	新居浜市繁本町 8-65

機関名	電話	所在地
愛媛障害者職業センター	089-921-1213	松山市若草町 7-2
ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター)	089-913-8686	松山市湊町 3丁目 4-6

愛媛県教育委員会 特別支援教育課
松山市一番町4丁目4番地2 TEL 089-912-2967

